

すべての事業主のみなさまへ

女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画の策定を行い、
えるぼし認定を目指しましょう！



2022年（令和4年）4月から一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が、常時雇用する労働者数301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大されます。



お問い合わせ先

厚生労働省長崎労働局 雇用環境・均等室
TEL:095-801-0050 FAX:095-801-0051



女性活躍推進法に基づく認定制度について

「プラチナえるぼし」認定の創設（2020年6月1日施行）

▶ 女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主への認定である現行の「えるぼし認定」よりも水準の高い「プラチナえるぼし」認定を創設しました。【2020年6月1日施行】

- **えるぼし認定**：一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。
- **プラチナえるぼし認定**：えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

プラチナえるぼし 認定マーク



女性活躍推進法に基づく認定制度について

▶▶ えるぼし認定の段階

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>プラチナえるぼし</p>  | <ul style="list-style-type: none">策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。（※）プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること（※）女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。（※） <p>（※）実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p> |
| <p>えるぼし (3段階目)</p>  | <ul style="list-style-type: none">えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 |
| <p>えるぼし (2段階目)</p>  | <ul style="list-style-type: none">えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。 |
| <p>えるぼし (1段階目)</p>  | <ul style="list-style-type: none">えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。 |



▶▶ 認定取得のメリット



- 認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」
又は「プラチナえるぼし」を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。
認定を受けた事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待できます。
- 認定を受けた事業主は、公共調達の加点を受けられます。
- また、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます。

えるぼし認定状況について

令和3年6月30日現在の認定企業数

【えるぼし認定】

全国 1,381社

長崎県 4社



【プラチナえるぼし認定】

全国 15社

長崎県 なし



えるぼし認定状況について

長崎県内のえるぼし認定企業です！（令和3年7月7日現在）

全て第3段階目の“3つ星☆”認定です ✨ (^ ^♪ ✨

- 王蔵 株式会社 （所在地：長崎市）
- 社会福祉法人 洸洋会 （所在地：長崎市）
- 社会福祉法人 正道会 （所在地：長崎市）
- 株式会社 リンクス （所在地：長崎市）
- 株式会社 三基 （所在地：長崎市）



女性活躍推進法に基づく認定制度のパンフレットについて

女性活躍推進法に基づく えるぼし認定



プラチナえるぼし認定の



ご案内

目次

| | |
|------------------------|----|
| 女性活躍推進法における取組の流れ | 1 |
| えるぼし認定、プラチナえるぼし認定までの流れ | 2 |
| 認定のメリット | 3 |
| えるぼし認定 | 4 |
| えるぼし認定に関する実績の公表 | 9 |
| プラチナえるぼし認定 | 12 |
| プラチナえるぼし認定取得後の実績の公表 | 17 |
| 認定の取消・辞退について | 20 |
| Q & A | 22 |
| えるぼし認定申請の手続 | 23 |
| プラチナえるぼし認定申請の手続 | 35 |
| 女性活躍推進法の条文等（抜粋） | 44 |



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

2020年6月発行のこちらの
パンフレットをご覧ください！

【厚生労働省HPに電子データ
もございます。】



参考データ等の掲載箇所について

▶ 女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）もぜひご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



女性活躍推進法特集ページ



で検索！

上記の特集ページには、「えるぼし」認定に関する申請書等データが掲載されております。ぜひご活用ください！！



ひと、暮らし、
みらいのために

お問い合わせ先：厚生労働省長崎労働局 雇用環境・均等室
TEL:095-801-0050 FAX:095-801-0051

令和3年8月作成

